

佐世保市教育振興基本計画(第4期) (素案)



令和6年3月

佐世保市教育委員会

目 次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格・範囲	4
4 計画の期間	4
5 計画の進捗管理	5

第2章 社会状況の変化

1 将来の予測が困難な「VUCA」の時代	6
2 デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展	6
3 少子化、人口減少、高齢化	6
4 ウェルビーイングの向上	6
5 18歳成年・こども基本法	7

第3章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題

1 幼児期の教育及び学校教育における現状と課題	8
2 青少年を育む環境における現状と課題	18
3 生涯学習における現状と課題	21
4 人権における現状と課題	26
5 文化財における現状と課題	28

第4章 佐世保市の教育施策

1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの基本理念及び目標	30
2 教育政策にかかる基本方針について	32
3 佐世保市教育方針が示す理念	33
4 佐世保市教育方針が求める具体的対応	34

第5章 佐世保市が取り組む施策

(教育政策)	35
【施策1】学校教育の充実	36
【施策2】豊かな心を育むまちづくり	54
【施策3】生涯学習の充実	61
【政策を支える包括的な事務事業】	74
(子ども未来政策)	
【施策3】幼児教育・保育の充実	85

資料編

用語の解説	
-------------	--

※資料編については作成中です

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市教育委員会では、教育基本法の改正を機に、佐世保市教育方針の実現に寄与することを目的として、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画である「佐世保市教育振興基本計画」を策定しました。

〈教育基本法〉平成18年12月改正

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(1)計画の策定状況

本市教育振興基本計画は、これまで、第1期を平成21年3月（平成21年度～24年度）に、第2期を平成25年3月（平成25年度～令和元年度）に、第3期を令和2年3月（令和2年度～令和5年度）に策定しています。

(2)佐世保市教育大綱について

平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなり、本市においても、平成27年9月に「佐世保市教育大綱」を策定し、令和5年10月に改定をしました。

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉平成27年4月改正

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

佐世保市教育大綱

基本理念

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

基本理念に基づく3つの目指す姿

●目指す子どもの姿

すべての子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら主体的に学び、未来を切り開くために必要な力を身につける。

【実現に向けた取組】

- 誰一人取り残さず、すべての子どもたちの可能性を引き出すための教育を実現する観点から教育DXを推進し、誰もが等しく質の高い教育を受ける機会を確保する。
- 子どもたちが他者とのつながりの中でそれぞれのウェルビーイングを思いやることができるよう、教育環境を整備する。

●目指す学校・教職員の姿

すべての子どもたちが多様性を認め合い、学ぶ喜びに満ちた、教職員にとって働きがいのある学校を実現する。

【実現に向けた取組】

- 多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、教職員に対して専門的なトレーニングと学びの機会を提供する。また、デジタル技術の利活用の推進による学習環境の充実を図る。
- 子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保することが必要であることから、適切な労働環境の整備を図る。

●目指す家庭・地域社会の姿

保護者や地域住民が連携し、共に人と人とのつながりを作り、学び支え合う社会を実現する。

【実現に向けた取組】

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの多様な地域資源を活用し、持続可能な社会の実現に向けて更なる推進を図る。
- 地域住民のウェルビーイングの実現や継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。また、多様な世代への情報提供や仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

2 計画の位置付け

佐世保市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

計画の策定にあたっては、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、「第7次佐世保市総合計画」及び「佐世保市教育大綱」との整合性を図ります。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 佐世保市が策定する全ての計画の最上位に位置する「第7次佐世保市総合計画」の教育に関する活動計画
- (3) 市長が定める教育政策の根本的な方針である「佐世保市教育大綱」と連動性を図る計画
- (4) 「佐世保市文化振興基本計画」をはじめ、「佐世保市スポーツ推進計画」、「第2期新させぼっ子未来プラン」などの各計画と連携を図る計画

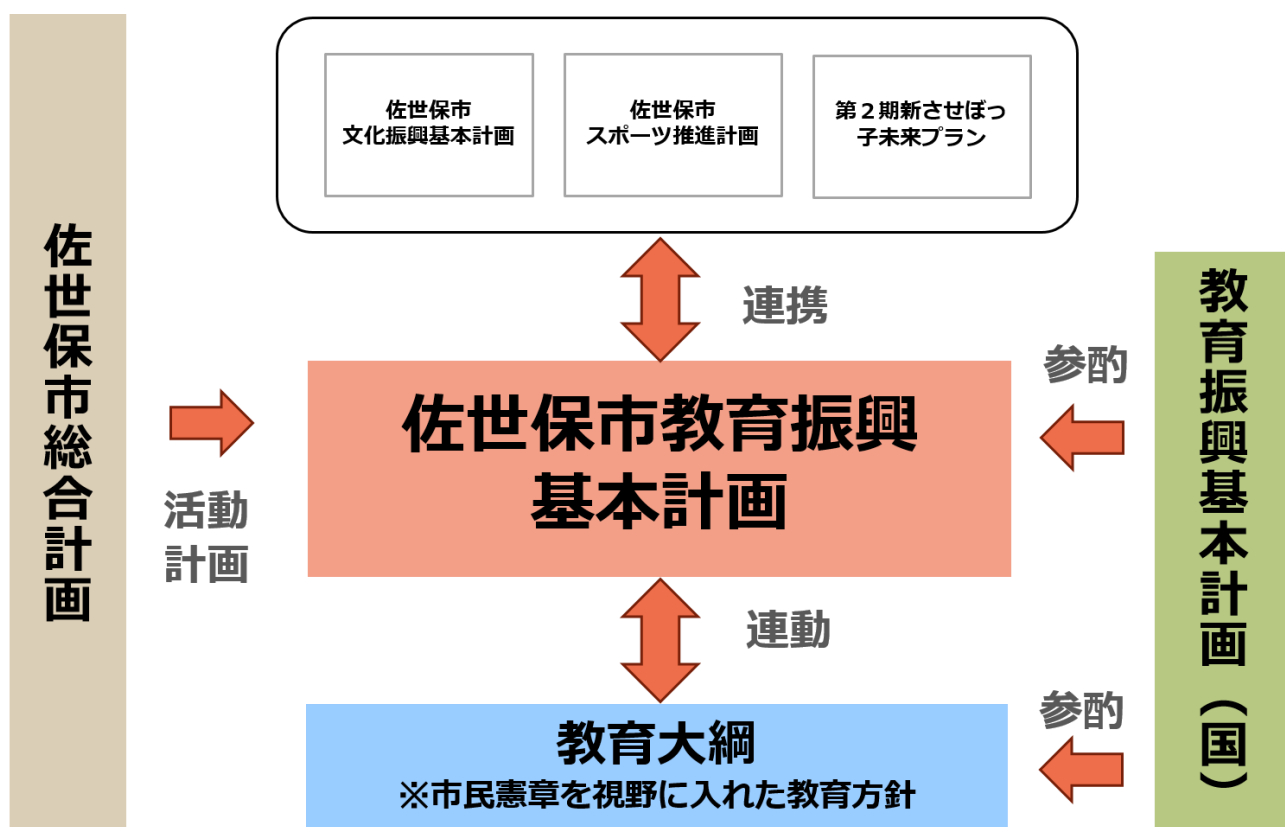
i) 第7次佐世保市総合計画について

本市では、様々な社会情勢の変化に対応すべく、令和2年度から令和5年度までを前期計画期間、令和6年度から令和9年度までを後期計画期間とした「第7次佐世保市総合計画」(以下「第7次総合計画」とします。)を策定しています。

ii) 国の「第4期教育振興基本計画」について

国においては、令和5年度に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」を総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会*の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)*の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話



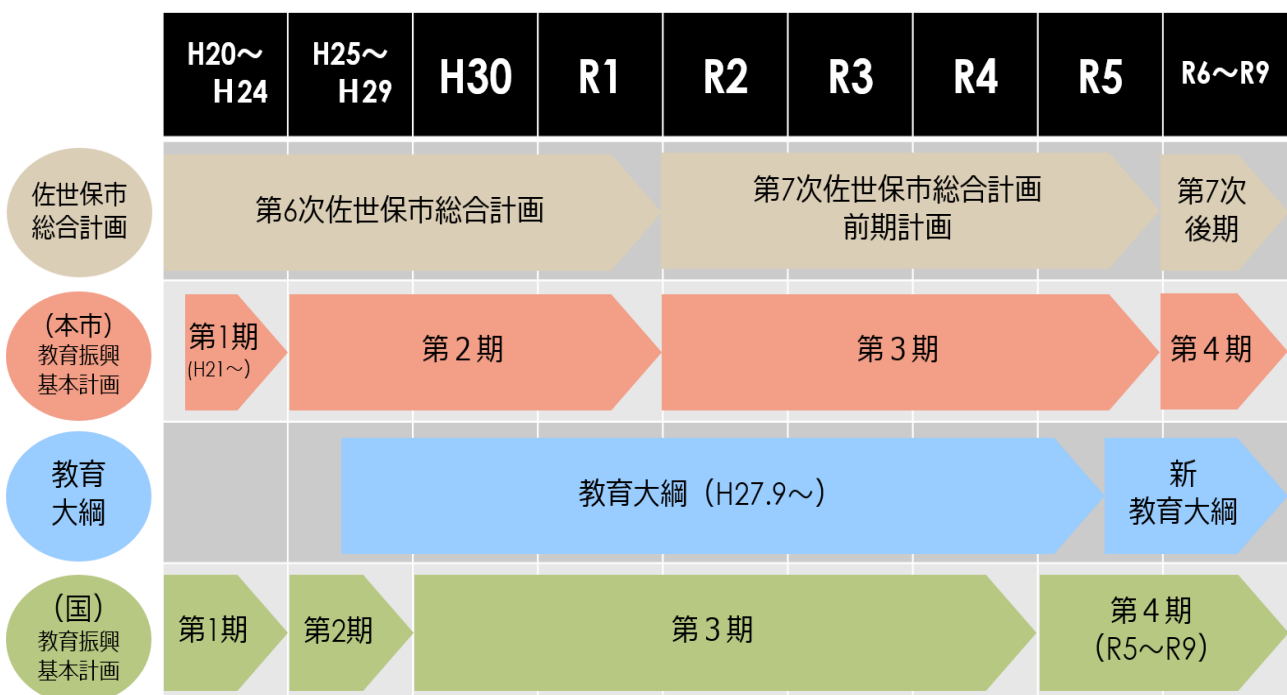
3 計画の性格・範囲

- (1) 本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。
- (2) 第7次総合計画の教育分野の活動計画であり、また、教育は総合計画の全分野の根幹をなすことから、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画に記載する内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。
- (5) 文化・スポーツに関する事務は令和6年度に市長部局へ移管したことを踏まえ、本計画の対象とはしませんが、個別の施策を推進するにあたり部局間の連携を重視して推進していくことを前提としています。

4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和9年度までの4年間の計画とします。

なお、計画中に計上している社会指標*及び KPI(重要業績評価指標)*は、第7次総合計画との整合性を保つため、令和9年度までの目標値を掲載しています。



5 計画の進捗管理

(1)教育委員会の自己点検及び評価

「教育委員会の自己点検及び評価」により本計画の進捗を管理します。

平成18年12月の教育基本法改正を受け、教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築することを目的として、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（通称：地教行法）が改正されました。この改正により、各教育委員会は、「教育委員会の自己点検及び評価」として、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、以下のことを外部の地見を活用しながら点検・評価し、議会に報告するとともに、市民に公表することとなりました。本市では佐世保市ホームページにて公表を行っています。

① 教育委員会の活動状況

教育委員の活動状況を評価するもの。

② 教育委員会が管理・執行する事務

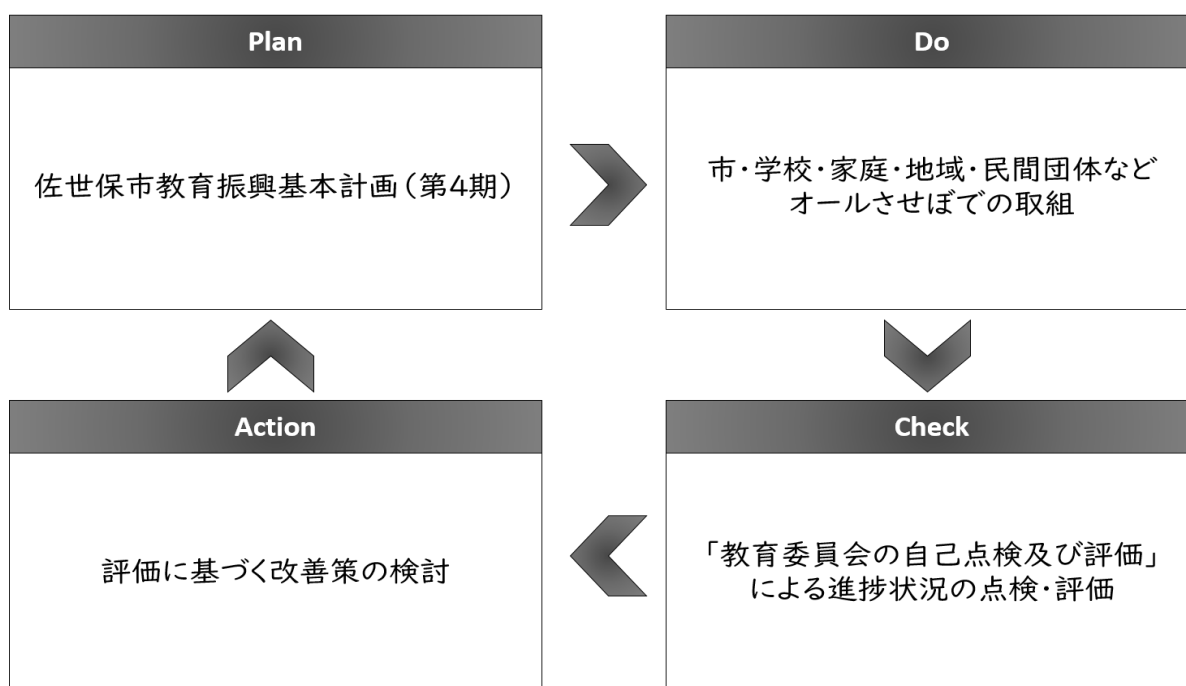
教育委員会が行う会議の内容を評価するもの。

③ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育長に委任されている事務（本書の第3章に記載している具体的な取組）を評価するもの。

(2)PDCAサイクル

計画を着実に推進していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のサイクル（PDCA サイクル）に基づく進行管理により、効果的・効率的な施策の推進につなげていきます。



第2章 社会状況の変化

1 将来の予測が困難な「VUCA」の時代

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えます。このような危機に対応する強靭さ(レジリエンス*)を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題となります。

2 デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなりました。感染拡大当初は ICT*の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されています。

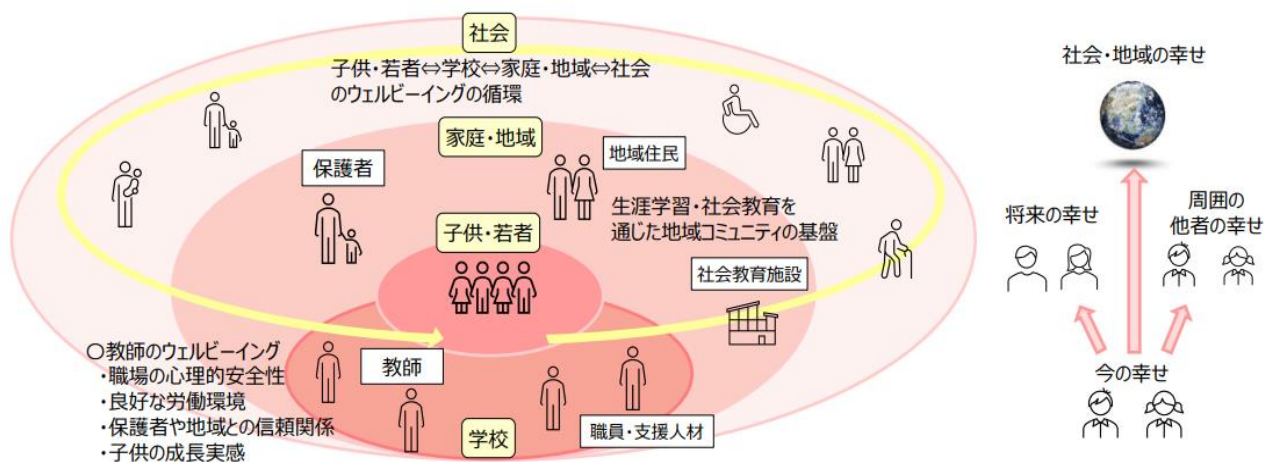
3 少子化、人口減少、高齢化

現在の生産年齢人口である 15~64 歳の人口は、2050 年には現在の2/3に減少すると推計されています。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要であります。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められています。

4 ウェルビーイングの向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉える「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構(OECD)の「ラーニング・コンパス 2030(学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされています。

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要であり、また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められています。



出典：次期教育振興基本計画について（答申）参考資料・データ集（中央教育審議会）

5 18歳成年・こども基本法

成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要です。

こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



出典：こども家庭庁ホームページ

第3章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題

1 幼児期の教育及び学校教育における現状と課題

(1) 幼児教育について

【第3期における主な取組事業】

- ① 公立幼稚園管理運営事業
- ② 幼児教育センター管理運営事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

- 令和3年3月 公立幼稚園(天神幼稚園)閉園
令和4年4月 公立幼稚園給食費公会計化

【第3期策定以降の情勢の変化等】

国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、さらに、令和5年6月には、少子化対策を推進するため、「こども未来戦略方針」が閣議決定され、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ことが基本理念として掲げられました。

【課題】

●「幼稚園教育要領」等3法令の改訂では、幼児期から高等学校教育を見通して、子どもの「生きる力」となる資質・能力をじっくりと育てていくことが明確にされました。また、保育所・認定こども園・幼稚園は幼児教育を担う施設としてさらなる保育の質の向上が求められています。このことに加えて、様々な特性をもつ子どもに対応していくために、特別支援教育の充実、インクルーシブ教育*の推進を図っていくことが必要です。そのため、幼児教育センターにおいては、社会情勢の変化や本市の現状や課題に応じて研修体制を見直しながら、幼児教育関係者への充実した研修を継続していくことが求められています。

●子どもを産み、育てることに対する価値観・考え方の多様化や、ソーシャルメディア(SNS)等による情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。さらには、近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限・生活様式の変化による、乳幼児の生育や発達に及ぼしている影響が懸念されています。このような中で、乳幼児の保護者だけでなく子育て関係者に対して、望ましい情報やニーズに応じた情報を提供するなど、地域全体で子育てを支えていく必要があります。

●幼児教育や子育て支援に関して、国や県などの動向を注視しながら本市の実情に応じた情報を様々な方法で周知していく必要があります。幼児教育センターでは、研究機関と共に本市の課題に沿った調査・研

究を継続し、さらに充実させていくことが求められています。

(2)学力の向上について

【第3期における主な取組事業】

(1)特色ある学校づくりの推進

- ① 特色ある学校づくり対策事業
- ② 国際理解・交流能力育成事業
- ③ 体験学習・環境教育充実事業

(2)教職員の資質向上と適切な学習指導

- ① 基礎学力・学習意欲向上推進事業
- ② 教職員資質向上事業
- ③ 教育センター事業
- ④ 障がい児教育推進事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

令和4年4月 新たな3学期制実施

金比良小学校・光海中学校をコミュニティ・スクール*に指定

江迎小学校・猪調小学校・江迎中学校をコミュニティ・スクールに指定

木風小学校をコミュニティ・スクールに指定

令和5年4月 大塔小学校をコミュニティ・スクールに指定

潮見小学校をコミュニティ・スクールに指定

相浦西小学校大崎分校をコミュニティ・スクールに指定

宇久小学校・宇久中学校をコミュニティ・スクールに指定

【第3期策定以降の情勢の変化等】

学力向上推進計画に沿った各種取組により、各学校における授業に一定の改善が見え始めていますが、本市の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査において全国平均を下回る状況が続いており、さらなる授業改善や教職員の資質向上、家庭への啓発による家庭学習の充実に取り組んでいく必要があります。

【課題】

●学習指導要領の趣旨を実現するため、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力を重視する学力観に立った学習指導の工夫改善が求められています。本市の児童生徒の実態を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした指導法の改善及び家庭への啓発による家庭学習の充実などに取り

組んでいく必要があります。

●よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域の魅力ある教育資源を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育む「ふるさと教育」を一層推進していく必要があります。

●1人1台端末をはじめとする ICT の有効活用により、児童生徒に新しい時代を生き抜く創造性や社会性を身に付けさせることを目的としたスマート・スクール・SASEBO 構想の確実な推進を図ります。情報活用能力(情報モラルを含む)等の学習の基盤となる資質・能力の育成及び教師の ICT 活用指導力の向上を図る必要があります。

●特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒、通常学級において特別な教育的な配慮を必要とする児童生徒が増加しています。将来の自立と社会参加を実現するため、児童生徒の多様な困り感への早期の気づきと個々の発達に応じた指導や支援の一層の充実を図るとともに、切れ目のない支援体制を構築することが課題です。巡回による通級指導教室や自校通級など、実態やニーズに応じた通級指導教室による支援体制の充実を図ります。

●グローバル化の急速な進展に伴い、国際社会において多様な人々と協働しながら主体的に行動できる資質・能力の育成が求められる中、児童生徒には外国語によるコミュニケーション能力の向上とともに多様な文化に触れ、理解し、尊重する態度を育成する必要があります。

●学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの拡充や運営の充実を目指す必要があります。

(3)豊かな心を育む教育について

【第3期における主な取組事業】

(1)心の教育の推進

- ① 豊かな心をはぐくむ実践事業

(2)生徒指導の充実

- ① 生徒指導充実事業
- ② 教育相談活動事業
- ③ あすなる教室運営(学校適応指導教室)

【主なできごと(令和2年4月～)】

- 令和2年度 サテライトあすなろ教室を開設
- 令和2年4月 スクールソーシャルワーカー*を2名増員し6名体制へ
- 令和3年4月 スクールソーシャルワーカーを1名増員し7名体制へ
- 令和4年4月 教育相談員を1名増員し4名体制へ

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●継続的な取組により、児童生徒の自己肯定感の高まり等一定の成果もみられます。令和6年度は痛ましい事件が発生して、20年目という節目の年を迎えます。事件を風化させない観点からも、いのちの重みを感じ取り、豊かな心をもった児童生徒の育成に向けて、様々な取組の継続・充実を図る必要があります。

●各学校に対して、いじめ防止対策推進法等の正しい理解を促進し、いじめに対する意識の高まりやいじめの正確な認知、早期発見・対策を徹底することが重要です。今後も継続して、未然防止及び早期発見・解決に取り組む必要があります。

●本市における不登校児童生徒の出現率は増加の一途をたどり、令和3年度に過去最多となっています。

●不登校児童生徒への支援対策として、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）*や夜間学級等の設置やさらなる支援体制の充実が急がれます。

【課題】

●子どもはもちろんのこと、教職員をはじめとする大人が、「いじめは絶対に許さない」という強い意識を持ち、子どもたちが安心して楽しく過ごせる学校づくりが大切です。自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を感じている子どもたちのために、他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらと共に生きる自分へ自信を持たせる必要があります。

●子どもの生活習慣の多様化に伴い、多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。コミュニケーション力の向上とともに、社会生活を営む人間として必要な規範意識を身につけさせ、どのように高めていくのかが課題となります。

●不登校等の原因は、学校教育の問題だけでなく、社会の環境変化の問題でもあります。本市の不登校の出現率（不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数）は、小学校、中学校ともに年々増加傾向にあり、各学校の早期対応や学校適応指導教室との連携、不登校児童生徒が安心して学べる場・環境の提供、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の効果的な活用など、さらなる対策が必要です。

●いじめや不登校等を単に児童生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制整備が必要です。また、本市子ども未来部、長崎県の佐世保子ども・女性・障害者支援センターなどの関係機関との情

報連携及び行動連携が重要となります。

●本市における不登校児童生徒数も増加傾向にあり、特に小学生が増加しています。不登校の児童生徒に適切に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校や家庭、関係機関が連携して児童生徒に寄り添い社会的自立に向けた支援を継続的に行うことが重要です。

●課題や困り感を抱える子どもや家庭に対して、教育・福祉の両面にわたり、一体化した継続的かつ伴走型の支援・対応を実現していくことが課題です。

(4)安全・安心な教育環境について

【第3期における主な取組事業】

(1)義務教育における教育環境の整備充実

- ① 学校再編推進事業
- ② 小・中学校施設整備事業
- ③ 小・中学校管理運営事業
- ④ 小・中学校施設維持改修事業

(2)学校給食の推進

- ① 学校給食事業
- ② 学校給食未納対策事業

(3)保健管理・安全教育の推進

- ① 学校保健管理事業
- ② 子どもの安全対策事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

(施設管理・改修)

- 令和3年6月 世知原小学校屋内運動場改築・複合化
令和5年1月 学校再編計画【第1期】策定
令和5年3月 日野小学校校舎長寿命化・改築

(学校再編)

地域・保護者及び学校関係者との間で学校再編の合意形成のため以下について取り組みました。

R2年度:「佐世保市学校再編基本方針」策定

R3年度:「新しい学校推進意見交換会」開催

R4年度:「佐世保市学校再編計画」策定

R5年度:「学校再編を考える会」開催(再編計画について地元での意思確認)

(学校給食)

令和4年4月 学校給食の公会計化

【第3期策定以降の情勢の変化等】

(施設管理・改修)

●築年数が40年以上経過している校舎が増加しており、年次計画に基づく施設老朽化対策が重要度を増しています。

●地球沸騰化とも言われる現代において、熱中症などへの対策と同時に、避難所としての役割をも担う学校施設に対し、空調をはじめとした設備を整備することについて市民のみならず、国からも求められています。

●学校施設の質的向上につながる小規模改修や、校舎改築にあたって新設する設備(トイレ等)に対し、ジェンダーに関連する配慮・検討を求めるなど、要望や意見の内容が多様化しています。

●本市の児童生徒数が少子化等により、現在ではピーク時(昭和30年代)の8割程度と大きく減少しています。そのため、学校規模の適正化や、適正配置などの観点から学校再編を進めるにあたり、保護者や地域住民及び学校関係者との間で、合意形成を図るための「新しい学校推進意見交換会」を開催しています。

(学校給食)

●毎月19日は地場産物を活用した献立を実施し、食に関する指導資料の作成・配布と栄養教諭等による指導を実施しています。

●令和5年4月に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル【改訂版 第2次】」の見直し

●令和5年6月、平成24年度から引き続き、年2回の「学校給食青果地産地消関係者協議会」を開催

●令和4年度より、学校給食費の公会計化を実施。これまで私会計で行っていた学校給食費会計を、公会計化することで、学校給食費会計の透明性の向上、適正な管理運営及び学校現場の負担軽減により児童・生徒と向き合う時間の確保を図りました。

(学校保健管理)

●特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒は増加傾向です。養護教諭をはじめ、教職員も特別支援についての研修を深め、より対応の充実を図っています。

●令和2・3年度は長欠児童生徒に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、出席停止となる児童生徒が多く、項目によっては定期健康診断を受けられない児童生徒が多くなっていましたが、対象学年で受診できなかった場合は次年度検診を受診に機会を設けるなどの対応をしています。

●教職員のストレスチェックを年に2回実施し、高ストレスと判定されたもののうち、医療機関での面接指導を希望する者に対し、医師を紹介し、受診を進めています。

(子どもの安全対策)

●令和3年6月、千葉県八街市で下校中の小学生の列に、飲酒運手のトラックが突っ込んで児童5人が死傷した事故を受け、緊急の合同点検を実施し、危険個所のリストアップを行いました。令和4年には『佐世保市通学路交通安全プログラム』の中に子ども未来部を加え、学校から学童へ向かう通路についても上記プログラムの点検対象としました。

●令和3年、文部科学省から「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」が示されたことや、「避難情報に関するガイドライン」が改定されたこと等を受け、各学校の実情に応じて危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の点検を行い、提出を求めました。市の防災危機管理局に点検をしてもらい、その指導の下に改善を行いました。

【課題】

(施設管理・改修)

●行政管理財産・施設の一斉老朽化に伴い、年次計画的な外壁改修や施設設備の取替・更新など、部位別の改修を進めるとともに、一定年数を経過し施設更新が必要となる校舎や屋内運動場については、長寿命化改修工事や建て替えを行うなど、計画的な老朽化対策に取り組む必要があります。

●学校施設は災害発生時における近隣住民の避難場所としての役割も担っているため、防災機能や避難所機能といった視点からの充実も求められています。

●学校教育に求められる機能や役割が多様化・複雑化している中、子どもたちが安心して学習できる教育環境を確保していくため、学校施設や設備の質的向上について、より一層の充実を図る必要があります。

●少子化による児童生徒数の減少に伴い、適正な学校規模を維持することが困難状況にあることから、保護者や地域住民の意見を拝聴しながら、今後の本市における学校再編について対応を進める必要があります。

ます。

(学校給食)

●学校給食を活用した食育の推進と調理施設等の衛生管理の徹底が求められていますが、老朽化した施設・設備が多く、学校給食衛生管理基準に対応するために、改善が必要となってきています。

●学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する実践的な指導の充実と、アレルギー対応の面においても「安全性最優先」確立に向け、アレルギー対応マニュアルに即した内容に対応できる調理設備の整備を進める必要があります。

●地産地消の推進のため、各関係機関との連携強化が必要となります。

(学校給食費未納対策)

●学校給食費の公会計化に伴い、市で給食費の徴収を行うようになりましたが、残高不足で口座振替が不能となる方が多く、督促・催告を行っても未納のままとなるケースが多く発生しております。

●督促・催告を行っても未納のままとなっている方に対しては、教育総務課が法的手続きを行っており、長期滞納案件の減少に努めていますが、そのようになる前の初動対応が重要です。

(学校保健管理)

●特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒が今後も増加することが予想され、養護教諭の果たす役割が大きくなると同時に、医療機関等外部の機関と連携をする必要性が高まっています。

●令和2年度からの新型コロナウイルス感染症流行に伴い、なお一層の感染症対策への配慮が求められるようになりました。加えて、児童生徒へのメンタルヘルスケアの重要性もさらに高まっています。

●働き方改革が進む中でも、教職員は多様な児童生徒・保護者への対応、仕事の多忙感から生じるストレスは大きく、今後も教職員のメンタルヘルスの充実に努めていく必要があります。

(子どもの安全対策)

●児童生徒の事故が増加する中で、通学路の安全確保に関する取組としての『佐世保市通学路交通安全プログラム』により、学校、保護者、自治会、道路管理者、警察などが参加する合同点検を実施し、関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。

(5)高等・専門教育について

【主な取組事業】

(1) 高等・専門教育を受けるための環境の充実

- ① 奨学金充実事業
- ② 私立学校助成事業
- ③ 大学等支援事業

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●高校等に関しては、国・県による教育費支援制度が拡充され、令和2年4月から授業料実質無償化となりました。

●高等教育に関しても、国による修学支援新制度が令和2年4月に施行されました。

●少子化の影響により生徒数の減少が顕著になっており、学校経営への影響が危惧されます。

【課題】

●奨学貸付金の回収率向上が課題だと捉えておりますが、債権管理の取組により、回収率は年々上昇傾向にありますので、回収率向上に向けた取組を継続し、将来にわたり持続可能な奨学金制度の維持に努めていきます。

●少子化や国・県による教育費支援により、佐世保市奨学金の新規貸付者数が減少傾向にあるため、今後、制度の有効活用について研究を進める必要があります。

●私立学校助成金については、事業開始から長期間経過していますので、事業の主旨やニーズ等に応じた見直しをする必要があります。

(6) 学校体育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1) 小学校体育授業の充実、中学校体育大会の開催、課外体育活動の活性化及び外部指導者の活用
(休日の部活動地域移行へ向けた取組)

- ① 小学校体育推進事業
- ② 中学校体育推進事業

(2) 教職員の体育指導・技術の向上

- ① 学校体育実技指導研修事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

- 令和3年12月 「佐世保市の義務教育9年間におけるスポーツ推進のための基本方針」策定
- 令和4年 4月 「佐世保市小学校体育大会」の終了
新規事業「小学校体育学習サポーター事業」開始
- 令和4年12月 スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定
- 令和5年 3月 長崎県「長崎県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●これまで佐世保市教育委員会においては、学校における児童生徒の運動やスポーツ推進のための方針が定められておらず、どのような方向性で事業を構築していくかという指針がありませんでした。そのため、文部科学省及びスポーツ庁が定める国の方針や学習指導要領等を踏まえるとともに、本市の児童生徒の現状分析を行って課題を抽出し、今後の学校におけるスポーツ推進の方針を策定することとしました。さらに、この方針をもとに、既存事業の見直しを行い、新たな事業を再構築することとしました。

●小学校体育推進事業について、現在の事業の中には、児童生徒に対して直接的に働きかけ、運動のポイントやコツを指導するようなものはありません。そのため、専門的な指導力を持った指導者が、子どもたちに直接的に関わり、運動のコツやポイントを教えることで、それらの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせる指導を充実させるために、既存事業の「小学校体育大会」に代わり、「小学校体育学習サポーター事業」へ転換を行いました。

【課題】

●体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性があります。

●平成20年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が開始されました。その結果をどのように活用するのか、また、体力等の向上に必要な方策について研究する必要があります。

●児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培うことができるように、教職員の資質・能力及び指導力の向上を図る必要があります。

2 青少年を育む環境における現状と課題

(1) 青少年を育む教育コミュニティづくりについて

【第3期における主な取組事業】

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携促進

- ① 共育推進事業（地域学校協働活動*の推進）
- ② 放課後子どもプラン推進事業（放課後子ども教室の推進）
- ③ 地域未来塾事業
- ④ 家庭教育推進事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

令和2年4月 小佐々中校区、早岐中校区に「地域未来塾」を開設

令和4年4月 金比良小・光海中校区、江迎中校区、木風小校区に「地域学校協働本部」を開設

令和5年4月 大塔小校区、潮見小校区、相浦西小（大崎分校）校区、宇久小中校区に「地域学校協働本部」を開設

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●コロナ禍により、より一層希薄化した学校・家庭・地域のつながりや、その中での関わり合いから学ぶ子どもの気づきを深めるために、「学校支援会議等」や「佐世保市放課後子どもプラン」に基づき、地域学校協働本部の設置や、放課後子ども教室・地域未来塾の実施に取組を行いました。

●コロナ禍で減少した子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験を、放課後子ども教室を含めた地域学校協働活動の中で、少しずつ取り組む事ができました。

●地域学校協働活動を通して、子どもたちの地域への愛着及び自尊感情の育成、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育資源を活用した豊かな教育実践、保護者への家庭教育支援など、地域や家庭の教育力の向上に取り組みました。

●校区外通学や、外国にルーツを持つ児童生徒が増加する中で、地域の人材の枠を校区外にまで広めることで、高い専門性が必要な地域未来塾等においても、必要な人材を確保し、効果的に支援することができました。

●子どもの養育に関する保護者の不安感・孤独感を少しでも軽減するべく、子育て講座を小学校入学説明会や授業参観時に合わせて実施したり、家庭教育講座をPTA総会、全校参観日等の行事に合わせて実施したりするなど、講座実施時に合わせてメディア安全指導員や、ながさきファミリープログラムファシリテータ

一を派遣しました。

【課題】

●子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験の不足やコミュニケーションの不足について、地域学校協働活動でもその解消に向けて、継続的に取り組む必要があります。

●学校と地域の連携をより深めるために、両者が目標を共有する必要があります。

●地域の負担を軽減する為、団体・組織内での担当・役割を整理する必要があります。

●パソコンやスマートフォンなどといった飛躍的に進化し続ける情報媒体との上手な付き合い方を学び、理解を深めてもらうため、今後も学校や家庭の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

(2)青少年を健全に育成する環境づくりについて

【第3期における主な取組事業】

(1)青少年育成団体等に対する支援を通じた活動促進

- ① 青少年教育事業

(2)青少年の非行防止・環境浄化活動の促進

- ① 青少年非行防止推進事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

令和3年9月 「ネットパトロール」を開始

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●補導委員の数が1名減となり、市中心部の巡回補導は、1日1回、週4回程度実施。地区補連は、高齢化及び後継者不足で、定数割れしています。白ポスト設置主体の県が白ポスト廃止の方向に向かっており、老朽化したポストの更新や増設は難しい状況です。

●ネット環境の普及は拡大し続け、スマホを所持している年齢も低年齢化しています。

【課題】

●非行は潜在化しており、補導活動では直接的に非行を止める事に結び付かないため、潜在的効果があっても、不要論に対抗するデータも存在していません。

- 地区補導委員の高齢化が進み、後継者も見つかり難いことから定員割れにより一部の補導委員に負担が偏っています。

- 白ポストも設置主体の県が廃止縮小の方針であり、どちらも、今後の必要性についての再検討が必要です。

- インターネット(SNS)やスマートフォンに代表される情報化の急速な進展や、子どもが被害者、あるいは加害者となる事件・事故が増加しています。

- ネットパトロール、メディア安全指導、立入調査等の取組が行われていますが、インターネット上の有害情報の氾濫、店頭で販売されている有害図書など、子どもの身近にその健全育成を阻む要因が多数存在しているのが現状です。

- 少年犯罪の内容は低年齢化しており、中学生が SNS などを通じて、簡単に犯罪に加担する事件も増えています。また、そのような子も普段の生活からは気付けない事例が多くあります。

- 子どもが事件・事故に巻き込まれないように、学校・家庭・警察・地域ボランティア・関係機関等と連携して見守っていく体制の強化が必要です。

3 生涯学習における現状と課題

(1) 学習機会の充実について

【第3期における主な取組事業】

(1) 主体的な生涯学習活動の推進

- ① 生涯学習講師派遣事業
- ② 生涯学習指導事務
- ③ まちづくり促進事業補助金
- ④ 生涯学習推進補助金
- ⑤ 社会教育一般管理費(社会教育推進員に係る経費)
- ⑥ 英語シャワー事業(グローバル教育の推進)

【主なできごと(令和2年4月～)】

令和2年4月 「第三次佐世保市子ども読書プラン」策定

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●市民生活部と協議・検討を重ね、地域住民が地域の特色を活かしたまちづくりに向け主体的に活動できる場、及び生涯学習・社会教育を実現する場として活用できるよう、令和3年4月1日に「公立公民館」を「コミュニティセンター」へと移行しました。

●令和4年度にリーディングプロジェクト発足5年経過を踏まえ、関係各課と今後の方向性について協議・検討(グローバル教育に関する諸事業を引続き推進)しました。

●社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂とその実現を支える地域コミュニティ*が重要となってきています。また、新しい資本主義に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大し、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の重要性が一層高まっています。

【課題】

●社会教育法第3条に言う「学びの成果を適切に生かすことのできる社会」の実現のためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み出す持続的な地域コミュニティの基盤形成へとつなげていくことが求められますが、社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂の実現とそれを支える地域づくりへの取り組みはより重要となってきています。また、新しい資本主義に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性も増大し、社会人の学び直しをは

はじめとする生涯学習の重要性も一層高まっているため、生涯学習・社会教育の推進体制強化に、引き続き取り組んでいく必要があります。

(2)拠点施設による生涯学習の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)コミュニティセンターの機能充実

- ① コミュニティセンター管理運営事業(コミュニティ・協働推進課)
- ② コミュニティセンター職員研修事業
- ③ コミュニティセンター主催講座

(2)図書館の機能充実

- ① 図書館運営事業

(3)科学分野の学習機会の提供

- ① 少年科学館事業

(4)特性をいかした複合型施設の運用

- ① 総合教育センター事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

令和2年4月	新型コロナウイルス感染症の影響により図書館完全休館
令和2年5月	吉井地区公民館移転(支所と複合化)オープン
令和2年9月	蔵書検索サービス「さぼんサーチ」提供開始
令和3年1月	宮地区公民館リニューアルオープン
令和3年4月	公民館のコミュニティセンター移行(社会教育課公民館管理係は市民生活部コミュニティ・協働推進課に統合)
令和3年10月	デジタル図書サービス「電子図書館」提供開始
令和4年4月	図書館駐車場有料化開始
令和4年4月	小佐々地区コミュニティセンター移転(支所等と複合化)オープン
令和4年4月	世知原地区コミュニティセンター講堂オープン
令和5年4月	図書のコミュニティセンター窓口での取り寄せ・返却受付開始 ※まちなかコミュニティセンターを除く

【第3期策定以降の情勢の変化等】

(コミュニティ・協働推進課)

●公民館の管理・運營業務を所管していた「社会教育課公民館管理係」は「コミュニティ・協働推進課」へ統合し、社会教育に係る諸業務については引き続き、「社会教育課指導係」が所管し、事業を縮小させることなく諸施策を推進しました。

●活動の拠点となる各センターの老朽化の状況は継続しており、引き続き「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づき、対照施設の優先度を加味しながら、計画的な整備回収に取り組んでいます。

●令和6年度には黒島地区コミュニティセンターの建替工事に着手することから、耐震対策としては完了の見込みです。

(社会教育課)

●コロナ禍の影響により、図書に関する読み語りイベントや講演会の実施が困難になりました。

(総合教育センター)

●令和3年4月1日、清水地区公民館のコミュニティセンター化により、施設利用の幅が拡大されましたが、施設管理への影響は特段発生していません。

●駐車場に関しては現在規定予算内での広場活用について検討中ですが、建物の経年や、物価上昇等による施設管理費等の増嵩、計画的なメンテナンスの検討が必要となっています。

(図書館)

●利用者数及び貸出冊数が減少しており、特に若年層の貸出冊数の減少が顕著に見られます。

●「西九州させば広域都市圏ビジョン」に基づく事業について、不参加自治体との連携が求められています。

●令和6年度市長部局へ移行することにより、他の文化施設と更なる連携が求められています。

●隣接する中央公園施設と連携し、利用者を増やす取り組みが求められています。

●施設や設備の老朽化に伴い、維持管理費が増加しているため、事務のDX化などによって効率的な運営を行う必要があります。

【課題】

(社会教育課)

●各コミュニティセンター職員の資質向上を図るための研修・指導等を含め、生涯学習・社会教育に係る

諸業務については「社会教育課」、施設の管理・運営については「コミュニティ・協働推進課」と2部局に所管がまたがる為、密接に連携・協力しながら、事業を縮小させることなく諸施策の推進に取り組んでいく必要があります。

●「第三次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、市立図書館、学校図書館、各地区公民館図書室との連携や図書ボランティアの育成が重要となっています。

●アフターコロナにおける読み聞かせ活動やイベントの再開等を関係団体と連携しながら行います。

(総合教育センター)

●総合教育センターは、「教育センター」「少年科学館」「清水地区コミュニティセンター」という3つの教育機関からなり、各館独自の事業展開はもとより、複合施設の特性を生かした施設運営を行っていますが、施設の利用推進とともに施設の経年やゼロカーボンへの取組みを念頭においた計画的な施設の維持管理を進めていく必要があります。

(少年科学館)

●学年があがるにつれ、科学教室や科学行事等への参加が少なくなる傾向が見られます。科学館来訪のきっかけづくりや魅力ある企画、さまざまな情報提供を行っていく必要があります。

●運営費不足により、効果的な事業展開のためには様々な工夫をしていく必要があります。

(図書館)

●図書館に関する事務は令和6年度に市長部局へ移管しましたが、図書館法に基づく学習機能としての役割が終わったというものではありません。生涯学習機能を担保しながら個別の施策を推進するにあたり部局間の連携を重視して推進していきます。

(3)徳育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)徳育意識醸成のための情報発信による普及・啓発

- ① 徳育推進事業(徳育運動の定着促進)

【主なできごと(令和2年4月～)】

令和4年4月 佐世保徳育推進会議 設立10周年

令和4年10月 佐世保徳育推進会議 設立10周年記念式典の開催

令和5年3月 佐世保徳育推進会議10周年記念誌の刊行

【第3期策定以降の情勢の変化等】

- 令和4年度をもって「徳育推進のまちづくり宣言」の実施及び佐世保徳育推進会議の設立10周年を迎えるなど、長期にわたり徳育の普及・啓発に努めました。
- コロナ禍による対面行事の減少や人との繋がりが希薄になってきた昨今、相手のことを思いやる徳育の重要性をより一層広めていく必要があると考え、徳育推進カレンダーの全戸配布や徳育推進フォーラムのオンライン実施などを行い、徳育意識の啓発に継続的に取り組むことができました。
- 一徳運動に取り組む団体等への働きかけに加え、まちなか徳育推進標語コンクールの実施や徳育推進フォーラムのオンライン実施を通して、市民全体への働きかけを行いました。
- 市民の徳育に対する理解を深め、その裾野を広げていくために、今後も継続的な普及・啓発が必要です。

【課題】

- 徳育に関する市民の理解を深めるため、市民の活動組織である「佐世保徳育推進会議」と連携し、まちなか徳育推進標語コンクールや徳育推進フォーラム等を通じた機運醸成に継続的に取り組むことが必要です。

【まちなか徳育推進標語コンクール 応募作品数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
応募総数	420	533	551

【徳育推進フォーラム 参加者数】(R2、R3 はオンライン視聴回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	189	181	584

4 人権における現状と課題

(1)人権に関する啓発・教育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)人権啓発・教育の推進

- ① 人権啓発推進事業(人権男女共同参画課)
- ② 教育集会所管理運営
- ③ 人権問題啓発

(2)人権擁護に対する協力・連携

- ① 人権擁護関係事業(人権男女共同参画課)

【主なできごと(令和2年4月～)】

令和2年 新型コロナウイルス感染症に関連した差別が問題となる

令和5年4月 「こども基本法」が施行

令和5年6月 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行

【第3期策定以降の情勢の変化等】

教育集会所及び各地区コミュニティセンター等において、人権同和教育講演会及び講座等を実施し、人権意識の啓発を行いました。

【課題】

●依然として、性的マイノリティであることを理由とする差別、女性・子ども・高齢者・障がいのある人への差別、同和問題などの人権問題が存在しています。

●また、国際化や情報化の進展に伴い、外国人などに対する偏見やヘイトスピーチ、犯罪被害者に関する問題、インターネット上の人権侵害の深刻化、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの重大な人権侵害である犯罪も発生しています。

●教育集会所及び地域に根差したコミュニティセンターの主催講座で人権に関するものを盛り込むなど、行政側から継続して周知・啓発を推進していくことが必要です。

(2)学校における人権教育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)人権・同和教育の推進

① 人権教育推進事業

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、子どもたち一人一人が心で感じる人権教育の継続的な取組が必要であるため、今後も人権教育の一層の充実を図ります。

【課題】

●各学校の実態や子どもの発達段階に応じた人権教育を推進していますが、学校での問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、知識の習得にとどめず、子どもたち一人一人が差別や偏見を受けた人々の苦しみや悲しみ等を感じる人権教育の継続的な取組が必要となります。

●家庭教育力の低下や地域教育力の低下に伴う不登校、非行の増加は未だ深刻な状況です。

●インターネット(SNS)上のいじめや誹謗中傷などの人権侵害も発生しています。

●発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会づくりに取り組む実践力を身に付けさせることが重要です。そのため、他者の人権を尊重しようとする意識・意欲・態度を育み、身近な問題を取り上げて真剣に考え、解決を図っていくなど、人権教育の一層の充実を図り、子どもたち自らの実践的態度を育成する必要があります。

5 文化財における現状と課題

(1) 歴史文化の保存・活用・継承について

【第3期における主な取組事業】

(1) 文化財の調査・保護・活用及び伝統文化の保護と育成

- ① 文化財の調査・保護・活用事業
- ② 福井洞窟整備・発掘事業
- ③ 世界遺産登録推進事業
- ④ 針尾送信所保存整備事業

(2) 文化財の情報発信

- ① 文化財展示施設等管理運営事業

【主なできごと(令和2年4月～)】

- 令和2年9月 「福井洞窟出土品」国重要文化財指定
- 令和2年12月 「西海橋」国重要指定文化財指定
- 令和3年4月 福井洞窟ミュージアム開館
- 令和3年6月 「観潮橋」国登録有形文化財登録
- 令和4年3月 「樋口橋」県有形文化財指定
- 令和4年3月 小佐々郷土館閉館
- 令和5年2月 「鬼塚古墳」県史跡指定
- 令和5年2月 「鬼塚古墳出土遺物一括」県有形文化財指定

【課題】

● 急激な少子高齢化・過疎化などの社会環境の変化により、地域の貴重な文化財が失われつつあります。このような中で、地域の文化財を適切に次世代に継承するため、平成31年4月に施行された文化財保護法の改正などを踏まえ、これからの時代にあった地域における文化財の保存・活用に関するマスタープランである「佐世保市文化財保存活用地域計画」について令和7年度の策定に向けて取り組んでいきます。

● 保護対象となる文化財が著しく増加しており、出土遺物等は市内各所の空きスペースに分散して収蔵している状況があります。また、旧町などに所在する文化財展示施設の老朽化と固定化した展示により、来館者が年々減少する傾向にあり、施設再編や展示の見直しが必要となっています。このようなことから、これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センターなどの施設について継続して研究を行うなど、収蔵・展示機能のあり方について検討が必要です。

●郷土の文化財への愛着や保護意識の高揚を図るため、地域の特色のある文化財について、継続的に調査研究を行い、その成果を分かりやすく周知啓発することが必要です。また、これら文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されており、効果的な活用について検討しながら、政府が推進するインバウンドや多文化共生も踏まえた文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信することが必要です。

●特に世界遺産「黒島の集落」や日本遺産「鎮守府・佐世保」「日本磁器のふるさと肥前・三川内焼」について、関係者や関係機関と連携しながら、適切な保存・管理に努めるとともに、機会をとらえてその価値などを広く情報発信し、保護意識の醸成や地域活性化につなげていく必要があります。中でも日本遺産「鎮守府・佐世保」については、ガイダンス施設として「させば立神近代化歴史公園」の整備を行います。

第4章 佐世保市の教育施策

1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの基本理念及び目標

第7次総合計画においては、市民全体で佐世保の価値を高め、シビックプライド*をもって、市内外にこれを強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指します。

その心構えとして、次の4つの基本理念が示されています。

- 変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。
- 常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。
- 様々な文化、価値観を互いに尊重し合う「多様性」のあるまちをつくります。
- 郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。

また、本市が目指すべき都市像について、以下のように示されています。



その上で、第7次総合計画における教育政策の目指すべき方向性については、「ひと」の分野において、以下の4点を挙げています。

○学力及び体力の向上

客観的データの活用・分析をもとに指導改善と学習環境の整備に努めます。

○豊かな心を育む

学校・家庭・地域社会が一体となって協力し合い、生命尊重、思いやり、正義感や公正さ、感動する心等、豊かな人間性と社会性に育むための教育を行います。

○新たな教育のニーズ

グローバル社会に対応するため、地域特性を生かした英語教育、また ICT への早期順応等を図り、必要なアイデンティティの確立を目指すとともに、郷土愛を醸成する取組を推進します。

○生涯学習の充実

生涯学習の情報・機会・場が提供され、市民自らが学び続けることのできる環境の充実を図ります。

さらに、第7次総合計画の基本計画においては、「第2章 ひと」「都市像2 育み、学び、認め合う『人財』育成都市」の中の教育政策として位置づけ、以下の3施策を掲げています。

(教育政策における各施策)

施策1:学校教育の充実

施策2:豊かな心を育むまちづくり

施策3:生涯学習の充実

なお、第7次総合計画における子ども未来政策のうち、「施策3 幼児教育・保育の充実」が本計画に関連する施策となります。

(子ども未来政策における施策)

施策3:幼児教育・保育の充実

また、それぞれの施策には、施策の目的といえる客観的な状態の変化をあらわす指標として、KPI(重要業績評価指標)を設定し、目標年度である令和9年度までに、指標が向上するよう事務事業に取り組むこととしています。

(教育政策の各施策における KPI)

施策1:①全国学力調査結果(学習意欲)

②全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査(運動好き)

③全国学習状況調査児童生徒質問紙結果(自己肯定感)

施策2:①地域学校協働活動等に携わった大人の人数

②健全育成事業への参加者数

施策3:①生涯学習事業への参加者数

②生涯学習拠点施設の利用者数

(子ども未来政策の施策における KPI)

施策3:①幼児教育・保育の量の確保率

2 教育政策にかかる基本方針について

本市教育委員会では、「佐世保市教育方針」を定めていますが、この方針は、平成 15 年 2 月「佐世保市の教育を考える市民会議」からの提言書を受けて、平成 15 年度に改訂を行ったものです。提言書では、「教育都市佐世保のグランドデザイン」として、学校、家庭、地域社会それぞれの目標を掲げられましたが、それらの内容を踏まえたものとなっております。

平成 27 年 9 月の佐世保市教育大綱策定の際、さらには、本計画の策定にあたって、「佐世保市教育方針」を改訂すべきかどうかを検討しましたが、その内容は普遍的なものであり、継続することとしました。

佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

3 佐世保市教育方針が示す理念

佐世保市教育方針が示す理念については、次のような捉え方ができます。

“新しい時代を生き抜くためのたくましさをはぐくむ”

持続可能な社会が創られ、先端技術を活用する超スマート社会が実現する新たな時代を迎えようとしている一方で、地球規模の環境問題、エネルギー対策、民族や宗教の違いによる摩擦等々、現代社会における様々な課題にも直面しています。このような時代を生き抜くためのたくましさ、つまり、国際市民としての生き方の中で、二極化する経済状況などを克服し、忍耐強く理想の実現に向けて努力していくことができるような「たくましい心身」をはぐくむ教育が求められています。

“豊かな心をはぐくむ”

本市では、平成 16 年の小学校女児殺害事件という痛ましい事件での教訓が、「人の教育」の原点、佐世保の教育の原点とならなければなりません。

このことは、特に、6 月 1 日を「いのちを見つめる日」、6 月を「いのちを見つめる強調月間」と定め、小・中学校と保護者、地域が一体となった「心の教育」が進められていることから明らかです。

また、6 月 29 日の佐世保空襲の日や 8 月 6 日・9 日の原爆の日、12 月の人権週間などの機会をとらえ、国際平和を願う心を育てています。

一方、全国的な問題となっているいじめや不登校については、本市においてもその解消に向けて、強い姿勢をもって臨まなければならない重要な課題となっています。

こういった視点と取組により、「豊かな心」を育む教育につなげています。

“郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する”

美しい自然に恵まれた「郷土佐世保」で育ったことを自覚し、郷土を愛し、自分を育ててくれた父母や祖父母、地域の人々に、感謝と尊敬の念を抱き、四季に恵まれた豊かな自然と伝統ある我が国の文化を愛し、日本人としての誇りをもって、国際社会に貢献できる市民を育成します。これは、教育基本法が掲げる目標にも通じるものです。

これらを受け、

“そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。”

と結んでいます。

佐世保市教育方針が目指している人づくりの土台となるのはもちろん「学力」ですが、社会に出て必要とする最低限の基礎学力と、たくましく生き抜く力をつけるという大きな視点が、日々の教育に必要です。

胎児の時から始まる子育てや就学前教育及び義務教育の充実と、教育環境の整備が一貫して進められることで、理想の市民としての基本的な資質や能力を育むことができるのであり、それが教育の目指すところです。

教育は、理想の市民を育むための基礎づくりの場であり、そのためにも生涯学習の充実が、一層重要な課題となります。市民が、与えられた権利を行使するだけでなく、市民としての義務をきちんと果たすことで、秩序正しく明るい社会生活を営む「まちづくり」ができます。

全ての市民が佐世保市民としての自覚をもち、日々学ぶ楽しさを味わいながら心豊かに生きていく「まちづくり」を進めていく姿の中に、佐世保の教育の理想があります。

特に、教育に携わる者、行政を執り行う者は、この「佐世保市教育方針」に示されたことばの重みを的確に受け止め、その理念に基づいた「佐世保の教育」を推進していかねばなりません。

4 佐世保市教育方針が求める具体的対応

努力目標

- 一 確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進
- 一 望ましい教育環境の整備・充実
- 一 郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進
- 一 心豊かな社会をつくる生涯学習の推進
- 一 明るい社会をつくる人権教育の推進
- 一 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進
- 一 健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進

※当教育方針は今後改定を予定しております

この「努力目標」は、第7次総合計画の中で、教育政策として掲げている基本目標とも合致するものです。